

電子メールの請求書、
インターネットでの仕入等の書類保存が変わる！？

電子取引保存制度 改正セミナー

参加費無料！
ZOOMでも配信

令和4年1月1日より「電子帳簿保存法」の改正が行われるのをご存知ですか？

特に「電子取引データの保存制度」は、個人事業者・法人問わず大きな影響があり、様々な対応が必要となります。

今までは、Amazon等のネットでの仕入を行った場合、領収書をプリントアウトして保存しておけば経理的書類として有効でしたが、今回の法改正では、ルールに従った電子データの保存が必要になります。

電子メールの請求書や領収書の電子保存が義務化されることによって、事業者にはどのような影響が出てくるのか、どのような対応が必要なのかを分かりやすく学ぶことができます！

【講師】

税理士法人 坂本&パートナー 山尾秀則 氏
商工会の専門家や静岡大学の客員教授、
セミナー講師等、多方面で活躍中！



- 日時 2021年12月2日(木) 19:00~20:30
- 会場 浜北商工会館3階もしくはZOOM
- 定員 会場20名 / ZOOM人数制限なし(要予約)
- 締切 2021年11月26日(金)
- 申込 FAX(586-1959)もしくはTEL(586-2171)